

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座振替依頼書	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町税等の口座振替納付の手続き完了を通知するため	
記録項目	氏名、住所、口座番号、納税義務者	
記録範囲	口座振替依頼書を提出した者	
記録情報の収集方法	依頼者又は金融機関を通じて紙媒体により受領	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	督促状発送	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町税の未納者への督促状を発送するため	
記録項目	氏名、住所、滞納金額、納税義務者	
記録範囲	町税が未納となっている者	
記録情報の収集方法	実施機関内の他部署・他の官公庁・民間からの収集。本人からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座振替依頼リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町税を指定された口座から振替納付をするため	
記録項目	氏名、住所、振替金額、口座番号、納税義務者	
記録範囲	町に納付すべき収納金等がある者又は口座名義人	
記録情報の収集方法	本人又は口座名義人からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	滞納整理支援システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町税滞納者の把握	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、収入金額、所得金額、所得控除金額、家族構成、滞納状況、公的扶助の有無、犯罪の経歴、婚姻歴、親族状況	
記録範囲	住民登録者、納税義務者	
記録情報の収集方法	実施機関内の他部署・他の官公庁・民間からの収集。本人からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	収納消込システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	調定、納税義務者ごとの収納状況の照会、異動を行う。	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、収入金額、所得金額、所得控除金額、滞納状況	
記録範囲	納税義務者	
記録情報の収集方法	民間からの収集及び納税義務者からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	町税滞納者の納税誓約一覧表	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町税滞納者の納税誓約書の履歴確認に利用	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、納税状況、納税義務者	
記録範囲	納税が未納となっている者	
記録情報の収集方法	民間からの収集及び納税義務者からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 御嵩町総務部税務課	
	（所在地） 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	分納不履行通知	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町税滞納者へ納税を促すため	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、納税状況、納税義務者	
記録範囲	町税が未納となっている者	
記録情報の収集方法	民間からの収集及び納税義務者からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	一斉催告通知	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町税滞納者へ納税を促すため	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、納税状況、納税義務者	
記録範囲	町税が未納となっている者	
記録情報の収集方法	民間からの収集及び納税義務者からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座情報	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町税等の指定された口座から振替納付をするため	
記録項目	氏名、住所、振替金額、口座番号、納税状況、納税義務者	
記録範囲	町に納付すべき収納金等がある者又は口座名義人	
記録情報の収集方法	口座名義人又は本人からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	町県民税システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町民税の課税対象者を把握し、町県民税の賦課・更正や証明書発行等適正な事務を遂行するために利用する。	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、障がいの有無、勤務先、給与支払額、課税状況、扶養親族、個人番号	
記録範囲	町民税の課税対象者等	
記録情報の収集方法	他の官公庁又は民間からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	法人住民税システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町民税の課税対象者を把握し、法人住民税の賦課・更正や証明書発行等適正な事務を遂行するために利用する。	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、電話番号、納税状況、課税状況、税理士等	
記録範囲	町民税の課税対象者等	
記録情報の収集方法	本人又は税理士からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 御嵩町総務部税務課	
	（所在地） 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	町内にある土地、家屋、償却資産の所有者を把握し、固定資産税の賦課・更正や証明書発行等適正な事務を遂行するために利用する。	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、資産状況、課税状況、納税管理人	
記録範囲	町内に有する土地、家屋、償却資産の所有者	
記録情報の収集方法	他の官公庁又は民間又は本人からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車の所有者を把握し、軽自動車税の賦課・更正や証明書発行等適正な事務を遂行するために利用する。	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、課税状況、使用者	
記録範囲	軽自動車の所有者等	
記録情報の収集方法	他の官公庁又は民間又は本人からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町総務部税務課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	ふるさと納税システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	ふるさと納税の寄附者を把握し、返礼品等の発送や継続的な寄附の依頼のために利用する。	
記録項目	個人番号、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、運転免許証記載事項、寄付額返礼品	
記録範囲	御嵩町への寄附者	
記録情報の収集方法	民間又は本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町企画部まちづくり課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	畜犬台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法に基づく畜犬の登録及び狂犬病予防注射の接種状況管理	
記録項目	氏名、住所、畜犬情報	
記録範囲	御嵩町内に畜犬を所有又は管理しているもの。	
記録情報の収集方法	本人又は他市区町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部住民環境課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	住民登録・住民票等の証明発行	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、国籍、本籍、個人番号、通称名、在留期間、続柄、犯罪被害	
記録範囲	住民基本台帳法における記録簿	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他市町村等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部住民環境課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録及び印鑑証明書の発行	
記録項目	印鑑登録番号、氏名、住所、生年月日、通称名、旧氏、犯罪被害、続柄	
記録範囲	御嵩町で印鑑登録をした人	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部住民環境課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の届出・記載・保管・戸籍謄抄本等の証明発行	
記録項目	氏名、性別、生年月日、国籍、本籍、死亡年月日、犯罪被害、続柄、婚姻歴、親族関係、旧姓等	
記録範囲	戸籍法に係る戸籍簿	
記録情報の収集方法	本人、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 御嵩町民生部住民環境課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	□法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	身分証明記録簿	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	禁治産・準禁治産の宣告、破産宣告・後見の登記の記録・証明等の身分証明書の発行	
記録項目	氏名、生年月日、国籍、本籍、破産禁治産等情報	
記録範囲	御嵩町に本籍を有し、禁治産・準禁治産の宣告、破産宣告・後見の登記を受けた者	
記録情報の収集方法	他の官公庁	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部住民環境課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	犯歴簿	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	犯罪人名簿の管理	
記録項目	氏名、生年月日、国籍、本籍、犯罪の経歴	
記録範囲	御嵩町に本籍を有する犯罪人	
記録情報の収集方法	他の官公庁	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	各市区町村選挙管理委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部住民環境課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	マイナンバー管理システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカードの申請、交付の記録	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、犯罪被害	
記録範囲	御嵩町に住民登録をした人	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部住民環境課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	火葬許可証発行システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	火葬許可証の発行	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日	
記録範囲	御嵩町で火葬許可申請をした者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部住民環境課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険資格の管理	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、健康状態、家族構成	
記録範囲	世帯主、被保険者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人による申請書の提出、実施機関内の他部署からの聞き取り。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税課税システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の課税管理	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、納税状況	
記録範囲	御嵩町国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、実施機関内の他部署、本人申告等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の資格管理等	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、年金記録	
記録範囲	国民年金被保険者及びその世帯員等	
記録情報の収集方法	本人、日本年金機構、実施機関内の他部署。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険高額療養費支給リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	高額療養費の支給	
記録項目	証番号、氏名、住所、口座情報	
記録範囲	申請のあった者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金進達リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する届出の管理	
記録項目	識別番号、氏名	
記録範囲	申請のあった者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	被保険者証交付リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者証交付のため	
記録項目	証番号、氏名、住所	
記録範囲	国民健康保険有資格者	
記録情報の収集方法	本人による申請書の提出、実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	岐阜県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保険税更正通知（即時計算分）リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	保険税更正対象者の管理	
記録項目	証番号、氏名、税額	
記録範囲	国民健康保険有資格者のうち保険税額に変更のあった者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 御嵩町民生部保険長寿課	
	（所在地） 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保険税更正通知（随時計算分）リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	保険税更正対象者の管理	
記録項目	証番号、氏名、税額	
記録範囲	国民健康保険有資格者のうち保険税額に変更のあった者	
記録情報の収集方法	本人からの申告、実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 御嵩町民生部保険長寿課	
	（所在地） 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保険税所得照会リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	所得照会対象者の管理	
記録項目	証番号、氏名	
記録範囲	国民健康保険有資格者のうち所得額が不明の者	
記録情報の収集方法	本人による申告、実施機関内の他部署、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保険税還付充当リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	保険税の還付・充当のため	
記録項目	識別番号、氏名、口座情報	
記録範囲	保険税の還付等がある者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国保税算定繰越損失対象者リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	保険税算定のため	
記録項目	識別番号、氏名、住所、性別、生年月日、収入状況	
記録範囲	国保税課税対象者のうち専従者給与対象者	
記録情報の収集方法	本人による申告、実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険本算定リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の本算定のため	
記録項目	被保険者番号、氏名、住所	
記録範囲	後期高齢者医療保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人による申告、実施機関内の他部署、他市町村	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険還付リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	保険料の還付のため	
記録項目	被保険者番号、氏名、口座情報	
記録範囲	保険料の還付がある者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療被保険者証年次更新リスト	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者証の年次更新のため	
記録項目	被保険者番号、氏名、住所	
記録範囲	後期高齢者医療保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人又は世帯員、実施機関内の他部署からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	高額介護サービス費	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	高額介護サービス費を支給するため	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号	
記録範囲	介護サービス利用者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	要介護審査認定者一覧	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の要介護認定に当たり、被保険者の心身状況等を記録する	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、保険者番号、介護度	
記録範囲	介護サービス認定者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人による申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	全被保険者一覧	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法に基づく第 1 号被保険者の状況を記録する	
記録項目	氏名、住所、生年月日	
記録範囲	町内で 65 歳以上の者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人による申請、実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	高齢者世帯名簿	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	地域の高齢者世帯の把握	
記録項目	宛番号、氏名、住所、性別、生年月日、家族状況、担当民生委員	
記録範囲	御嵩町の区域内に住所を有する年齢満 65 年以上で構成される世帯で、御嵩町の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	民生委員 実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部保険長寿課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	乳幼児福祉医療費受給者台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児、義務教育就学児の福祉医療費受給者資格情報の管理	
記録項目	受給者証番号、氏名、性別、生年月日、死亡年月日、住所、電話番号、口座情報、続柄	
記録範囲	15 歳到達日の属する年度末までの児童で申請のあった者	
記録情報の収集方法	申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	保険者 岐阜県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	重度心身障害者福祉医療費受給者台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障害者の福祉医療費受給者資格情報の管理	
記録項目	受給者番号、氏名、住所、性別、生年月日、課税情報、口座情報	
記録範囲	①身体障害者手帳 1～3 級所持者 ②身体障害者手帳 4 級所持者のうち、町民税均等割以下の人 ③療育手帳所持者 ④戦傷病者手帳（特別項症～第 4 項症）かつ身体障害者手帳 4 級所持者 ⑤精神障害者保健福祉手帳 1・2 級所持者	
記録情報の収集方法	申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備 考	
-----	--

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	母子家庭等福祉医療費受給者台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	母子家庭等における親への福祉医療費受給者資格情報の管理	
記録項目	受給者番号、氏名、住所、性別、生年月日、課税情報、口座情報	
記録範囲	配偶者のいない女子のうち 18 歳未満の児童を扶養しているもの及び父母のいない 18 歳未満の児童	
記録情報の収集方法	申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	障害者福祉管理台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	障害者手帳所持者の管理及び障害福祉サービス等の利用者管理	
記録項目	受給者番号、氏名、住所、性別、生年月日、手帳情報、課税情報、サービス情報	
記録範囲	手帳を取得している者	
記録情報の収集方法	申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	自立支援医療受給者台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療の受給資格者管理	
記録項目	受給者番号、氏名、住所、性別、生年月日、手帳情報、課税情報、サービス情報	
記録範囲	自立支援サービスを受けている者	
記録情報の収集方法	申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金支給台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	特別定額給付金の支給対象者情報	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、口座情報	
記録範囲	令和 2 年 4 月 2 7 日現在町内に住所を有する者	
記録情報の収集方法	本人、実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象者情報	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、課税情報、口座情報	
記録範囲	令和 3 年 12 月 10 日現在に町内に住所を有する世帯に所属する者	
記録情報の収集方法	本人、実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	物価高騰対策重点支援給付金支給台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策重点支援給付金支給対象者の管理	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、課税情報、口座情報	
記録範囲	令和 5 年 6 月 1 日現在に町内に住所を有する世帯に所属する者	
記録情報の収集方法	本人、実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	物価高騰対策重点支援給付金(追加分)支給台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策重点支援給付金(追加分)支給対象者の管理	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、課税情報、口座情報	
記録範囲	令和 5 年 12 月 1 日現在に町内に住所を有する世帯に所属する者	
記録情報の収集方法	本人、実施機関の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	児童手当システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当に関する受給者情報等を管理するため	
記録項目	認定番号、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、口座情報、職業、課税情報、家族状況、配偶者にかかる情報、個人番号、年金情報	
記録範囲	児童手当の受給者、配偶者、児童	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	提供の求めがあった市区町村及び官公署（児童手当法 28 条）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 御嵩町民生部福祉子ども課	
	（所在地） 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	子育て世帯給付金システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯への給付金支給に必要な情報等を管理するため	
記録項目	申請番号宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、口座情報、家族状況、課税情報	
記録範囲	給付金の受給者、配偶者、児童	
記録情報の収集方法	児童手当情報、本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	母子管理票	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法に基づく各種健診等の記録	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、健康状態、病歴、身体特徴、性格、思想信条宗教、家族構成、婚姻歴、親族関係	
記録範囲	御嵩町の区域内に住所を有する 0 歳以上の方で、最後に保健予防係と関わりを持ってから 5 年以上経過していない者。	
記録情報の収集方法	本人による届出・申請書の提出、医療機関からの健診結果データの提出、本人や関係機関による聞き取り、医療機関や関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	成人管理台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく各種健診・保健指導の記録	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、健康状態、病歴、身体特徴	
記録範囲	御嵩町の区域内に住所を有する年度末年齢 20 歳以上の方で、御嵩町で実施する健診・保健指導の受診歴がある方。	
記録情報の収集方法	本人による届出・申請書の提出、医療機関からの健診結果データの提出、本人や関係機関による聞き取り、医療機関や関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 御嵩町民生部福祉子ども課	
	（所在地） 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	健康かるて	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	母子保健法および健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく各種健診・保健指導の記録。予防接種法に基づく接種歴の記録。	
記録項目	宛名番号、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、健康状態、病歴、身体特徴、家族構成、親族関係	
記録範囲	御嵩町の区域内に住所を有する 0 歳以上の方で、最後に保健予防係と関わりを持ってから 5 年以上経過していない者。	
記録情報の収集方法	本人による届出・申請書の提出、医療機関からの健診結果データの提出、本人や関係機関による聞き取り、医療機関や関係機関からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備 考	
-----	--

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	保育所入所児童台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	保育所入所に関する認定、保育料等を管理するため	
記録項目	個人番号、氏名、住所、性別、生年月日、口座番号、職業、課税情報、家族状況	
記録範囲	入園児童、保護者、祖父母等	
記録情報の収集方法	申請書又は他の実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地域農業情報ファイル	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	水田活用直接支払交付金及び産地交付金（県・町）の交付	
記録項目	農業者番号、氏名、住所、農地地番、口座情報	
記録範囲	営農計画書の提出があった者 過去に営農計画書の提出があった者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	御嵩町農業再生協議会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 御嵩町建設部農林課	
	（所在地） 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	上下水道料金システム	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道料金等の管理	
記録項目	使用者番号、氏名、住所、電話番号、口座情報、所有給水装置、支払状況等	
記録範囲	上下水道の利用者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町建設部上下水道課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	給水原簿	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	水道に接続するために給水装置工事施工申請した内容の確認及び記録	
記録項目	使用者番号又は受付番号、氏名、住所、電話番号、給水装置等	
記録範囲	給水装置工事施工申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町建設部上下水道課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	排水設備等計画確認申請書	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	下水道に接続するために排水設備等計画確認申請した内容の確認及び記録	
記録項目	受付番号、氏名、住所、電話番号、排水装置等	
記録範囲	排水設備等計画確認申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町建設部上下水道課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	御嵩町子ども会育成協議会 全国子ども会安全共済会保険名簿	
行政機関等の名称	御嵩町教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町教育委員会	
個人情報ファイルの利用目的	子ども会活動における保険加入のため	
記録項目	整理番号、氏名、住所、電話番号、性別、年齢	
記録範囲	御嵩町内の子ども会に入会する 0 歳から高校 3 年生の児童又は生徒、かつ、その子を持つ保護者	
記録情報の収集方法	本人からの申請又は代理人による申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	公益社団法人全国子ども会連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町教育委員会生涯学習課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	■法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	図書館システム	
行政機関等の名称	御嵩町教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町教育委員会	
個人情報ファイルの利用目的	図書館資料の貸出、返却、予約、督促などの業務に使用する。	
記録項目	利用カード番号、電話番号、氏名、住所、生年月日、町内在住 在勤等、登録日、発行日、有効期限日、E-mail、パスワード、 除籍日、家族代表	
記録範囲	図書館利用カードの交付を受けた者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町教育委員会生涯学習課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1389-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電 算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当す るファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	農地台帳	
行政機関等の名称	御嵩町農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町農業委員会	
個人情報ファイルの利用目的	農業委員会の所掌事務を的確に行うため（農地法第 52 条の 2 に規定）	
記録項目	所有者コード、氏名、住所、性別、生年月日、農用地地番	
記録範囲	御嵩町内の農用地を所有・権利の設定を受けている者	
記録情報の収集方法	実施機関内の他部署	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 御嵩町農業委員会	
	（所在地） 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	御嵩町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町選挙管理委員会	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法に基づく選挙人名簿	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、失権者	
記録範囲	御嵩町の区域内に住所を有する年齢満 18 年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き 3 ヶ月以上御嵩町の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	他の実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町選挙管理委員会	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	学齢簿	
行政機関等の名称	可児市・御嵩町中学校組合教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	可児市・御嵩町中学校組合教育委員会	
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法に基づき作成する就学に関する名簿利用	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、学歴、保護者名	
記録範囲	児童生徒（次年度就学予定の児童生徒を含む）及び保護者	
記録情報の収集方法	他の実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 可児市・御嵩町中学校組合教育委員会	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	学齢簿	
行政機関等の名称	御嵩町教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町教育委員会	
個人情報ファイルの利用目的	学校教育法に基づき作成する就学に関する名簿利用	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、学歴、保護者名	
記録範囲	児童生徒（次年度就学予定の児童生徒を含む）及び保護者	
記録情報の収集方法	他の実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 御嵩町教育委員会学校教育課	
	（所在地） 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	放課後児童クラブ入部者名簿	
行政機関等の名称	御嵩町教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町教育委員会	
個人情報ファイルの利用目的	児童クラブ入部のため	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、健康状態、病歴、学歴、職業、利用料納付状況、家族状況、障がいの有無	
記録範囲	入部希望児童、保護者、祖父母等	
記録情報の収集方法	申請書による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町教育委員会学校教育課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	子育てのための施設等利用給付認定 給付台帳	
行政機関等の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御嵩町長	
個人情報ファイルの利用目的	施設等利用給付に関する事務を実施する為、対象者（児童）及び同居の家族の情報を管理する	
記録項目	個人番号、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、職業、課税情報、家族状況	
記録範囲	入園児童、保護者、祖父母等	
記録情報の収集方法	申請書および他の実施機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 御嵩町民生部福祉子ども課	
	(所在地) 可児郡御嵩町御嵩 1239-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		